

# 「水の都ひろしま」の再生について

広島市都市計画局計画調整課  
まちづくり担当課長 新上 敏彦

## 1. はじめに（「水の都ひろしま」の特性）

広島市の都心部は、中国山地から瀬戸内海に注ぐ太田川水系の6河川の河口デルタにある。このデルタは、市街地に占める水面の面積の比率が13%もあり、幅が100m以上の河川も多く、瀬戸内海の干満によって水位が変化する感潮河川という特徴を有している。また、水辺には、原爆ドームや雁木などの歴史的遺産、連続した河岸緑地、約80もの橋梁等があり、観光施設や文化施設、商店街なども立地している。

このように広島は、「水の都」としての歴史と優れた特性をもっており、水辺を生かしたまちづくりを進め、魅力と賑わいのある都市空間を創出することが本市のアイデンティティを形成する大きな柱になっている。



瀬戸内海と太田川デルタ

## 2. 「水の都ひろしま」構想の策定

平成2年、「水の都ひろしま」づくりという方向で各界各層の努力を計画的に結集するため、国・県・市が協力し、共通のよりどころとなる「水の都整備構想」を策定した。

これを受け、3者が、親水性の高い護岸、豊かな河岸緑地、デザイン性の高い橋梁の整備など、「水の都ひろしま」の実現に向けた努力を重ねてきた。その結果、都心部を中心に本市の財産となる美しい水辺が形成されつつある。

一方で、「水の都整備構想」策定後10年以上経過した現在、社会経済状況や市民ニーズの変化などを踏まえて、既に整備された河岸緑地等における様々な活動を促進し、川や海を市民により身近なものにすることが重要になってきた。

こうしたことから、新たに水辺の活用を促進する等の観点から「水の都整備構想」を見直し、より市民の身近な「水の都ひろしま」とすべく、その“よりどころ”として、平成15年1月、国・県・市の3者で策定したのが「水の都ひろしま」構想である。

この構想の目的は、

- ① 水辺などにおける都市の楽しみ方の創出
- ② 都市観光の主要な舞台づくり
- ③ 「水の都ひろしま」にふさわしい個性と魅力ある風景づくり

の3点である。

また、この構想では、将来像として、「つかう」「つくる」「つなぐ」という3つの柱を建てその下に20の方針を体系づけている。さらに、この構想を実現するため、

- ① 水辺の利用に関する様々な「社会実験によって先導する」
- ② 市民・企業・行政が「協働で取り組む」

を基本として、モデル地区を設定し、重点的に取り組むこととしている。

### 水の都をつくるための3つの柱と20の方針

1. つかう	2. つくる	3. つなぐ
市民による水辺の活用	水辺空間の整備とまちづくりとの一体化	水辺のネットワークと水の都の仕組みづくり
1)水辺を晴れの舞台にしよう 2)水辺を暮らしの中心に取り入れよう 3)水辺で学ぼう 4)率先して環境に配慮しよう 5)水辺を飾ろう 6)水の都の風物詩をつくり育てよう 7)街の元気につなげよう 8)観光資源として活用しよう	9) 個性的な水辺をつくらう 10)誰もが楽しめる水辺にしよう 11)泳げ遊べる水辺にしよう 12)水辺の景観を美しくしよう 13)水辺に行きやすく、歩きやすくしよう 14)水辺と街を一体的にデザインしよう 15)街の中で水の都を感じられるようにしよう	16)水上交通ネットワークをつくらう 17)水の都をPRしよう 18)流域で取り組もう 19)水の都のルールをつくらう 20)水の都を盛り上げる組織をつくらう

### 3. 「水の都ひろしま」の実現に向けて

#### (1) 都市再生プロジェクトの選定

平成13年5月から、国が展開している都市再生への取り組みの中で、平成14年7月に、本市の「水の都の再生」が都市再生プロジェクトの1つに選定された。これを一つの推進力として、社会実験などの取り組みを進めている。

#### (2) 推進体制の構築

平成14年10月に、市民、経済・観光関係者、学識経験者、行政(国・県・市)で構成する「水の都ひろしま推進協議会」を設立した。

この協議会は、取り組みの方針や社会実験の枠組みを決定するなど、「水の都ひろしま」の推進母体としての役割を担っており、「水の都ひろしま」の実現という共通の目標の下、団体、機関等の垣根を越えて連携や協力が図られている。

#### (3) 社会実験プレイベントの実施

平成15年3月には、本格的な取り組みに先立ち、市民・企業等の気運を高めることを目的に、「水辺のコンサート」を中心としたプレイベントを実施した。その結果、参加者の多くが水辺の活動、水辺の環境に満足し、こうした取り組みに高い評価を得ることができた。



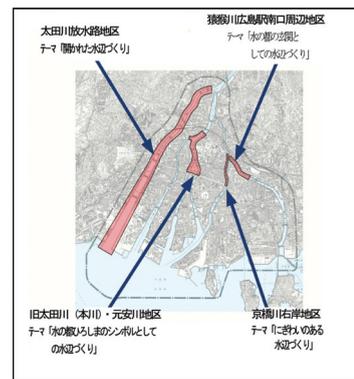
社会実験プレイベント「デルタライブ」

#### (4) 「水の都ひろしま」推進計画の策定

平成15年10月には、様々な取り組みを計画的かつ効果的に進めるため、実施計画として、「水の都ひろしま」推進計画を策定した。この計画は、モデル地区で重点事業に優先的に取り組むこと、規制緩和や新たな仕組みが必要な事業を社会実験として実施・検証すること、PRや市民活動支援の推進など基盤づくりを進めること等を位置づけている。これにより取り組みはより一層推進した。

#### (5) 河川利用の特例措置

平成16年3月には、都市再生プロジェクトの選定を踏まえ、国土交通省から河川法に係る「都市及び



モデル地区位置図

地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」の通達が本市と大阪市に出され、ともにこの特例措置適用の対象となった。

この特例措置により、河川区域内において、従前は認められなかった新たな占用施設の設置や民間事業者等による営業活動が、一定の条件の下、実施可能となった。

また、同時期に「河川利用の特例措置を適用する区域」として、京橋川右岸及び旧太田川・元安川一部が指定を受けた。

これを大きな推進力としながら、水辺空間における市民の自由で多様な利活用を促進するため、特例措置の適用区域を中心に、様々な社会実験を進めている。

### 4. 社会実験の実施

#### (1) 「水辺のコンサート」

「水辺のコンサート」は、河岸緑地や親水護岸を活用し、ミュージシャンやパフォーマーの日常的なコンサートの開催など、市民の文化芸術活動を進め、水辺における都市の新たな楽しみ方を創出しようとするものである。

平和記念公園や原爆ドームの傍らを通る元安川の水辺を主な舞台としており、「水の都ひろしま」の風物詩として定着することを目指して推進協議会が実施している。

平成16年春期にはNPO法人への企画運営の委託、同年秋期以降は自主運営を希望するNPO法人や主催者の「推進協議会」による運営で、継続的に開催するための仕組みづくりを試行しつつ進めている。

平成17年5月には、「水辺のコンサート」の一環と



水辺のコンサート（原爆ドーム南側河岸緑地）

して、次代を担う若者に水辺の魅力を再発見してもらうことを目的に、中学校・高等学校の吹奏楽部等による「第1回吹奏楽フェスティバル」を原爆ドーム対岸の親水テラスで開催した。これには、4校160名の参加があり、開催後、参加者を対象に行ったアンケートでは、次回の参加を希望する回答が70%を超えるなど、継続的な実施に自信を深めている。



水辺のコンサート「第1回吹奏楽フェスティバル」  
（原爆ドーム対岸親水テラス）

平成17年春期のコンサートの観客数は、平成16年の実績を基に算出した目標観客数を大きく上回り、出演希望者も予定枠を超えるなど好評を得ている。また、開催日程や演奏内容に関する問い合わせも昨年に比べて増えつつあり、市民の関心は徐々に高まりつつある。

今後は、自主的に運営できる参加者の掘り起こしや、さらに幅広い市民の参加を得るための方策等について検討を行うこととしている。

## （2）「水辺のオープンカフェ」

京橋川右岸で行う「水辺のオープンカフェ」は、都心であって、JR広島駅、八丁堀という2つの核の中間に位置する特性を生かし、河岸緑地を民間に開放しオープンカフェとして活用することで、水辺における賑わいの創出を目指しているものである。

また、これを契機に、これまでつながりが希薄であった水辺と市街地との一体化を促進することもねらいの一つとしている。

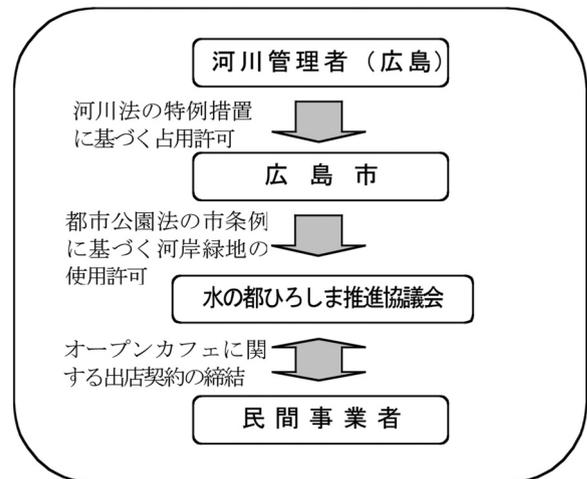
オープンカフェは、2通りの形態で実施すること

としている。

### ①地先利用型オープンカフェ

京橋川右岸は、水辺（河岸緑地）と市街地が道路等によって分断されず直接接するという地形的特長も有している。これを利用して、平成12年から、地元町内会を中心とした「まちづくり委員会」により、まちづくり活動の一環として非営利でのオープンカフェが実施されてきた。これは、河岸緑地に隣接するホテル2社にオープンカフェの運営を委託し、利益があった場合はまちづくり活動費として、同委員会に還元する仕組みで行われていた取組みである。

平成16年7月からは、この地形的特長やこれまでの実績を生かしながら、河川法の特例措置を活用して新たな枠組みにより、民間の営業活動としてオープンカフェを行っている。



スキーム図

この地先利用型オープンカフェは、民有地の活動が、隣接する河岸緑地に滲み出すように市街地と一体的に行われることを前提に進めている。利用範囲は、敷地間口幅と奥行6mの積を最大面積とし、この面積内で河川管理上、公園管理上支障のない範囲に設定している。

仕組みのポイントとしては次の3つがある。

- ① 「水の都ひろしま推進協議会」が出店者から事業協賛金を徴収し、これを周辺河岸緑地等の環境整備に充てる。
- ② 協定により出店者に周辺河岸緑地の清掃を義務づける。
- ③ 民有地内に、公益的な施設・空間として、「公開空地」「通り抜け通路」「市民トイレ」のいずれかの整備、提供を求める。

実績として、平成16年には、平成15年まで非営利でオープンカフェを行ってきたホテル2社が、また平成17年には、さらに民間文化施設を加えた3社が、「水の都ひろしま推進協議会」と出店契約を締結しオープンカフェを営業している。



地先利用型オープンカフェ

## ②独立店舗型オープンカフェ

カフェの営業に必要な厨房等の施設（テーブル、椅子等は除く）が民有地内にある地先利用型に対して、施設そのものを河岸緑地内に設置し営業するものを独立店舗型オープンカフェと呼んでいる。

河川区域内に民間施設を設置し、民間で営業活動を行うという点では全国初の試みである。

このオープンカフェは、事業協賛金の徴収、緑地清掃の義務づけという点では地先利用型と共通であるが、公募による出店者募集と選定委員会での選定などの点では相異している。

平成17年3月15日から5月16日まで行った出店者募集の概要は次のとおりである。

### 〔1 募集事項〕

- 1) 対象：区画内へ店舗とウッドデッキを設置し、飲食店を営業する法人又は個人
- 2) 内容：4区画（1区画約32㎡）のうち次のいずれかに該当する出店
  - ① 1区画での出店
  - ② 2区画での出店（周辺環境整備の企画提案・実施が追加条件）

### 〔2 主な出店条件〕

- 1) 出店期間：最長6年間（3年目に出店条件の遵守状況を評価し、その後の継続を判断）
- 2) 営業時間：最長で午前7時から午後10時30分

まで

- 3) 店舗の構造：鉄骨造、平屋建て
- 4) 店舗の設計・工事：事業コンセプト、デザイン基準に沿って実施
- 5) 費用負担：店舗の工事は出店者が負担。河岸緑地内のインフラ整備や舗装等の基盤整備は市が負担
- 6) 事業協賛金：店舗部分1,000円/月㎡、ウッドデッキ部分200円/月㎡。また、保証金として50万円の寄託（無利息）が必要



独立店舗型オープンカフェイメージパース

応募は、計19件寄せられ、選定委員会で、6月末に3事業者（うち1事業者は2区画を利用）の出店者を選定した。現在10月の営業開始を目指し、事業者と協議、調整を進めている。

## 5. 今後の展開

河川空間を活用した社会実験は、今後、事業内容、進め方などを評価、検証した上で、見直しや継続、拡充等を判断する予定である。

今後この社会実験が先導的役割を果たし、水辺における多様な市民活動を喚起し、さらには「水の都ひろしま」づくりの担い手の育成につながることを期待している。

また、一方で、ここ数年の間に、NPO法人による雁木を利用した「水上タクシー」の運航や、事業者による原爆ドームと厳島神社を結ぶ「世界遺産航路」の開設など、民間主体による水上交通の拡充が進められている。これらの取組みを生かし、協調しつつ、有機的に結びつけていきたいと考えている。

さらに、市民、企業、行政の協働をより推進し、以前のように暮らしと水辺の関係をより密接なものに回帰させながら、「水の都ひろしま」の魅力を引き出し、地域の活性化や水都文化の形成につなげていきたいと考えている。